

校 則 ・ 生 徒 心 得

【 校 則 】

東大阪みらい工科高校生として、また社会の一員としての自覚を持ち、自主的、自律的な態度と良識をもって行動すること。また、以下に記す校則及び社会通念上の常識に則って学校生活を送ること。校則及び社会通念上の常識に反する行為を犯した者は、個人・集団の別なく、本校懲戒規定に従って厳重にその責をただして懲戒する。

1. 登 校 （ 遅 刻 ）

始業時間（８時３０分）までに登校していない場合は遅刻とする。遅刻をした者は、生徒指導室に入室許可証を取りに行くこと。また、遅刻をした者には、規定に従って早朝登校指導や嚴重注意、懲戒などの指導を行う。

2. 通 学

平時の通学手段として認められるものは、徒歩・自転車・公共交通機関によるものとする。なお、原動機付自転車・ペダル付き電動自転車（フルアシスト自転車）・自動二輪車による通学は禁止とし、通学目的の有無にかかわらず、制服乗車をした場合は規定に従って指導を行う。

3. 学 校 生 活

① スマートフォン

始業時間（８時３０分）から１７時までは学校敷地内での使用を禁止とする。校内では電源を切り、ロッカーに入れて施錠しておくこと。違反した場合、規定に従って指導を行う。

② 公共物の取り扱い

学校備品はすべて公共物である。したがって、これらは大切に扱い、破損させてはならない。万一破損させた場合は、原則として弁償することとする。また、規定に従って指導を行う。

③ 怠学（無断早退や授業の無断欠席）

早退・一時外出等が必要となった場合は、担任等に申し出て許可証の発行を受けること。これらが無断で行った場合は、規定に従って指導を行う。

4. 頭 髪 規 定

染色、脱色、パーマ、極端な刈り上げ、付け毛（エクステンション）等は禁止する。規定に反した場合、継続的な改善指導を行う。

5. 化 粧 ・ 装 飾 品 の 規 定

口紅、マニキュア等の化粧、指輪、ネックレス、ピアス（透明ピアス含む）、ブレスレット、数珠、カラーコンタクト（ふち有リカラーコンタクト含む）等の装飾品は禁止する。また、日焼け止めは透明色または肌と同系色のもののみ使用可能とする。これらの規定に反した場合、改善指導等を行う。

6. そ の 他

以下に生活指導上の規定に反する行為について一部記す。これらの行為を行った場合は、規定に従って指導を行う。

- ① 喫煙（タール・ニコチン等を含まない物も含む）（所持・同席を含む）
- ② 飲酒（ノンアルコール飲料含む）（所持・同席を含む）
- ③ カンニング等の不正行為
- ④ 暴力・暴言行為
- ⑤ 人権侵害（いじめ）行為
- ⑥ SNS等を含む不適切行為・迷惑行為
- ⑦ 賭博行為
- ⑧ 窃盗・使用窃盗
- ⑨ 学校の秩序を乱す行為
- ⑩ ハラスメントととらえられる行為

【 生 徒 心 得 】

学校が明示する生徒生活のあり方を正しく守り、新たな伝統を築き上げていこう。

1. 礼 儀

礼儀は尊敬・親愛の念の表現であって、みんなが認めた社会の約束であり、円満な社会生活の源泉である。日頃から作法を身につけてこそいかなる場合に臨んでも礼儀にかなった行いができるのであって、本校の生徒はこの習慣を身につけることを怠ってはならない。

2. 服 装 と 身 だ し な み

服装は着る者の人柄を表すと同時に、気分や行動をさえ左右する。したがって、常に清潔を保ち、ベルトを必ず締めるなど、正しい着用をすること。

✧ 服 装 規 定

➤ 夏 季 服 装

本校指定のシャツ・ポロシャツ、ズボン・スカートを着用。

➤ 冬 季 服 装

本校指定のブレザー、シャツ、ズボン・スカート、ネクタイ・リボンを着用。

- ✓ 衣替えの具体的な時期については、その年の気候を考えながら生徒指導部で判断し、全体へ連絡をする。
- ✓ 冬季服装の連絡が行われたら、必ずネクタイまたはリボンを着用すること。
- ✓ 入学式・卒業式においては、必ずネクタイまたはリボンを着用すること。
- ✓ 厳寒時は、通学時において防寒具の着用を認める。但し、着用に際しては次のことを守ること。
 - ① 校舎内で着用してはならない（登下校時を除く）。
 - ② 防寒具の実際については、生徒指導部より指示する。
 - ③ 男女とも中着については本校指定のセーター、ベストに限って認める。
- ✓ インナーウェアとしてのＴシャツは、無地・ワンポイントまでの白・黒・紺・灰色とする。（※本校半袖体操服は可とする）
- ✓ 靴は運動靴（華美でないもの）又は黒・茶の革靴とする。（サンダル・ヒール等は禁止）
- ✓ ベルトについても、黒・茶系統のものを着用すること（華美でないもの）

3. 通 学

- 1 通学途中においては、常に交通規則、マナーを守って行動すること。
- 2 本校では自転車での通学について許可制をとっている。自転車通学をする者は、必ず本校指定のステッカーを自転車の定められた場所につけ、校内の所定の場所に駐輪すること。
- 3 欠席・遅刻・早退・欠課・忌引欠席・公用欠課については、事前または事後直ちに所定の用紙に、その理由を記して学級担任（遅刻は教科担任）に届け出ること。体調不良の早退、忌引による早退などについては、担任の許可後、生徒指導部に届け出ること。緊急の場合、口頭による届出も可とする。
- 4 クラブ活動届・外出許可証等の手続きは、所定の用紙に必要事項を記入し関係職員の承認を受け、生徒指導部に届け出ること。
- 5 親族死亡による忌引日数は以下の通りであり、この期間は欠席とはならない。ただし忌引期間中であっても登校はさしつかえない。
 - (1) 父 母（５日）
 - (2) 祖 父 母 ・ 兄 弟 姉 妹（３日）
 - (3) 曾 祖 父 母 ・ 伯 叔 父 母（１日）上記日数は土日曜・祝日を含んで連続とする。ただし、遠隔地での葬儀に対しては往復に要する旅行日数等を考慮する。

る。

4. 学 校 生 活

- 1 学校は公共のものであり、共同生活の場である。皆が安心・安全に学校生活を過ごすことができるよう、一人ひとりが自覚と責任、思いやりの気持ちをもって行動すること。
- 2 長期休暇中においても、本校生としての自覚を忘れず、計画を立てて自身の向上に役立つ有意義な時間を過ごすこと。
- 3 教室等では必ず所定の上履きに履き替えること。また、上履きでの学校敷地外への出入りを禁止とする。